

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年 7月21日(火) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	16番	中浦 優						
副会長	6番	岩倉 節夫						
委 員	1番	久保 一				3番	鈴木 多計士	
	4番	秦 守	5番	高橋 豊文				
	7番	林 一典	8番	臼杵 慶幸	9番	宮井 章裕		
	10番	近石 義則	11番	堀江 祐二	12番	山口 靖永		
	13番	兼若 香寿美	14番	松浦 功	15番	栗田 美博		
			17番	近藤 茂義	18番	赤股 誠治		
	19番	平川 裕子						

欠席委員 1名

欠席者 2番 宮川 昭史

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広			
職 員	小林 哲朗	三好 大樹	宇賀 順子	

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	非農地証明願承認の件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の件
議案第4号	その他

議事は次のとおり

会長 それではただ今より、7月の定例会を開会します。本日、2番 宮川委員より欠席の届出がありましたので報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、17番 近藤委員さん、18番 赤股委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第3号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願いします。

会長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（三好）（3条申請 説明）（3条申請）

【番号1】 所有権移転（売買） 8筆
■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 造田字■■■■番■ 田 1008 m² 他8筆 地籍合計 7750 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 18164 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年5月19日
■現地調査実施日
令和8年7月7日
■営農計画書（様式第5号）
水稻・すだちを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転（贈与） 1筆
■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 造田字■■■■番■ 田 1478 m² 1筆 地籍合計 1478 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 2042 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年7月3日
■現地調査実施日
令和8年7月7日
■営農計画書（様式第5号）
柿を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 1筆
■譲渡人 ■■■■ ■譲受人 ■■■■
■譲渡人事由 兼業・高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 西高篠字■■■■番■ 田 1029 m² 1筆 地籍合計 1029 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6818 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.03 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和8年6月10日
■現地調査実施日
令和8年7月7日
■営農計画書（様式第5号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1と番号2の担当委員 堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 3-1.2)
番号1の■■■さんから■■■さんに所有権移転するということで、16日に、推進委員の宮川さんと自宅を訪問しました。内容確認と現地確認を行いました。■■■さんはいらしたのですが、■■■さんがいなくて電話で内容確認をしました。■■■さんは夫婦二人暮らしで、今回、■■■さんが体調を悪くなりまして、現在入院をしているということで奥さんと話をしました。今後、家や田の管理をしてくれる人がいないため■■■さんをお願いしたということです。
番号2の案件ですが、■■■さんから■■■さんへ所有権移転ということで、16日に推進委員の宮川さんと自宅を訪問いたしまして、内容確認と現地確認を行いました。この土地に関しては■■■さんの弟さんが■■■さんの農地の管理ができないということで、■■■さんが引き受けたということです。以上のことで、番号1と番号2共に、事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

会長 続きまして、番号3の担当委員 赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明 3-3)
先日20日に現地確認をしてまいりました。特に問題はないようでした。後は事務局の説明通りですので、よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第1号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会長 続きまして、議案第2号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（小林）（非農地証明 説明）（非農地証明）

【番号1】 納屋（宅地）

■申請地：造田字■■■■番■ 地目 田 面積 85 m²

■農地区分：第2種農地 琴南支所の東 600m

■申請目的：納屋（宅地）

昭和49年に納屋を増築し、使用しているということでありました。

■登記簿添付：申請地1筆

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5) イ

耕作の事業を営む者が、その農地（2アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合

【番号2】 山林（荒廃）

■申請地：造田字■■■■番■ 地目 畑 面積 359 m²

■農地区分：第2種農地 仲多度郡南部消防組合琴南出張所の南 480mの場所

■申請目的：山林（荒廃）

昭和60年頃から未耕作の状態で、現状は山林になっている。

■登記簿添付：申請地1筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

【番号3】 山林（荒廃）

■申請地：造田字■■■■番■ 地目 畑 面積 432 m² 外1筆 合計 953 m²

■農地区分：第2種農地 仲多度南部消防組合琴南出張所の南 800mと南南西 420mの場所

■申請目的：山林（荒廃）

以前はさつまいもや柿を栽培していたが、約40年の間、耕作放棄になっており、現在は荒廃状態となっている。

■登記簿添付：申請地2筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

【番号4】 山林（荒廃）

■申請地：中通字■■■■番■ 地目 田 面積 186 m² 外3筆 合計 2366 m²

■農地区分：第2種農地 琴南中学校の西 860mの場所にある一団の農地

■申請目的：山林（荒廃）

以前はカリフラワーやかぼちゃといった露地野菜を栽培していたが、約 20 年の間耕作放棄の状態になっており、現在は荒廃している。

■登記簿添付：申請地 4 筆

■近隣住民の未耕作証明書添付

■適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

会長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 から番号 4 の担当委員、堀江委員さん、よろしくお願いします。

堀江委員 (補足説明 非-1. 2. 3. 4)
番号 1、番号 2 ですが、■■さんは入院をしているので、奥さんと話をしました。内容については、事務局の説明通りです。
番号 3 の■■さんと番号 4 の■■さんですが、ご本人とお会いしまして内容確認をいたしました。内容については事務局の説明通りでしたので、よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

(質疑等なし)

会長 意見等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。

会長 続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（宇賀）（農用地利用集積等促進計画 説明）

会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局（宇賀）（合意解約・返還通知について説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 続きまして、その他の２番、経営改善計画認定申請書の審査につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（平井）（経営改善計画認定申請書 説明）

会長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質問等なし）

会長 質疑等もないようでございますので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしということで、その他の２番については、承認されました。ありがとうございました。

会長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

（意見等なし）

会長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 （来月日時等説明）
８月の予定についてお知らせいたします。

農地法申請	８月	５日（水）	締め切り
農用地利用計画変更申出書	８月	１０日（月）	締め切り
定例会	８月	２０日（木）	午前９時３０分から

会長 （閉会あいさつ）
以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。